

事務連絡

令和3年9月29日

保護者の皆さま

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

緊急事態宣言解除に伴う保育所等における登園自粛要請の終了について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和3年8月12日以降、登園自粛を要請させていただいており、保護者の皆様には、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、登園自粛要請につきましては、緊急事態宣言の終了に伴い、9月30日(木)に終了し、あわせて登園しなかった日数に応じた保育料の減額の取扱いについても終了いたします。

今後の保育所等の運営については、引き続き、感染防止対策を徹底しながら対応することとなりますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業

川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園

1 保育料等の取扱いについて

登園自粛要請の終了に伴い、登園しなかった日数に応じた保育料及び給食費（主食・副食費、補食費等）の減額の取扱いを9月30日で終了し、10月1日以降は通常通りの保育料及び給食費（主食・副食費、補食費等）となります。

ただし、次の期間は引き続き保育料の減額対象となります。

- (1) 市の要請に基づき臨時休園した期間（ただし、園の自主的な休園の場合は、保育料の減額対象とはなりません。）
- (2) 陽性となった児童の登園停止になった日から、保健所に指示された登園可能日の前日までの期間（濃厚接触者に特定された後に陽性になった場合は、濃厚接触者と特定され、登園停止になった日から減額対象期間になります。）
- (3) 濃厚接触者と特定された児童の保健所から指示された健康観察期間（濃厚接触者として特定され登園停止になった日から登園可能日の前日までの期間）
- (4) 在園児の同居家族がPCR検査等を受ける場合、検査結果で陰性が確認されるまで当該児童の登園を停止した期間

※ 川崎認定保育園と地域保育園の保育料については、上記取扱いとは異なるため、別途、御案内いたします。

2 感染が疑われる場合等の対応について

別添の「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育所等への登園について（登園自粛要請終了後の取扱い）」のとおりいたしますので、御協力をお願いいたします。

その他、保育所等が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組等に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

（認可保育所の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育所の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（認定子ども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること）

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

（保育料の徴収・還付に関すること）

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727